## 令和元年度

熊野町農業委員会 議事録

第8回

熊野町農業委員会

## 令和元年度第8回 熊野町農業委員会

- 1. 開催日時 令和2年1月20日(月)午後5時
- 2. 開催場所 役場3階 303会議室
- 3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

## 4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員 佛圓 治徳

6. 議事録署名委員(2人)

委員 8番 庄賀 深雪

委員 9番 原 恭博

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

書記 内田 直人

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐 木下 祐弘

都市整備課 主査 諏訪本 壮太

## 会議の概要

議長	ただいまの出席委員は 10 名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の
	規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第8回熊野
	町農業委員会を開会します。
	はじめに、会議規則第 13 条の議事録署名者 2 名について、こちらから
	指名します。8番庄賀委員、9番原委員を指名します。
	それでは、議事日程に従って審議に入ります。
	事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議
	題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第27号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。
	申請は2つ出ておりますが、両方とも譲受人の方が同一であり、場所も
	近いため併せて説明をさせて頂きます。
	まず、8ページの位置図をご覧ください。○○の○○○から約 50m中に
	入った場所となります。青色で塗ってあるのが申請番号1となります。譲
	渡人の方が高齢となり、今後耕作が困難ということで、黄色に塗ってある
	のが申請番号2となります。こちらは、譲渡人の方が相続で取得された農
	地ですが、町外に住んでおり、今後耕作をする予定がないことから、隣接
	する農地を所有している譲受人の方がこの度、借受けて耕作をされること
	になりました。
	今後は稲作を計画しておりますが, 譲受人の方はこれまでも、約 4000 m <sup>2</sup>
	の農地を耕作しており、農機具等の所有状況等を含め十分な環境が整って
	おります。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。
	ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告
	ならびに補足説明を求めます。
	○○委員お願いします。
○○委員	まず、議案 27 号の1番から説明をさせて頂きます。場所は先月の許可
	申請された箇所に隣接した場所となります。1月9日に事務局と現場に行
	きました。この農地はこれまでA判定をされていた農地であり、耕作をさ

	れておられませんでしたが、今回状況を確認した際には、きれいに草等も
	刈られておりました。畔もしっかりしており、直ぐに耕作に入れる状況だ
	と思います。今回譲受けられる方は昨年、お父さんが亡くなられ農地を相
	続されたのですが、今回申請のあった農地に隣接したしております。その
	ため、一体的な耕作も可能で非常に効率的だと思います。
	次に2番ですが、6ページを見てください。場所としては、場所は先ほ
	どの場所とほぼ同じです。こちらの農地も隣接しており、農機具の運搬等
	を含め非常に利用しやすい環境と思います。こちらの農地も現状は草がき
	れいに刈られておりました。
	以上のことから、私が見た限りでは、非常に良い事案だともいます。
	調査については以上となります。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	この辺の農地は所有している場所が飛び地になっているんかの。
事務局	そうですね。別の方の所有の農地を挟んで所有されているケースが多い
	地域です。
○○委員	その場合、管理はどのようにしよるんかの。あんたがたの土地を通らし
	てくれっていっとんかの。
○○委員	昔からの所有者の場合は、口約束といいますか、地元同士で話をしてい
	るような形であると思います。ただ、新規で就農を希望される方が取得さ
	れるには難しい農地であろうかと思います。今回のような元々隣接した農
	地を利用している方の場合は問題ないと思います。
○委員	この辺の農地の水源ってどこなんかね。
○○委員	この辺は○○池だと思いますよ。
○○委員	○○を下りたところのですかね。
○○委員	そうそう。
○委員	分かりました。ありがとうございます。中々こういった農地をやるのは
	難しいね。頑張ってもらおう。
議長	他に質問はないですか。
議場	(全員:質問なし。)
議長	質問がないようですので、お諮りします。

	- 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありま
	せんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案
٤	ごおり承認することに決定しました。
	次に、日程第2 報告第9号「農地法第3条の3第1項の規定による届出につ
V	で」、日程第3 報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出につ
V	って」及び日程第4 報告第11号「農地法第5条第1項の規定による届出につい
7	て」事務局から報告をお願いします。
事務局	(日程第2 報告第9号 及び 日程第3 報告第10号 日程第4 報告第11号 説明)
議長	ありがとうございました。最後に今回は、「農業委員会の法令遵守の申し
 	合わせ決議」がございますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	これまで、農業委員会の場や、各種研修会でもご説明させていただいて
*	おましたが、農業委員会による農地法違反等により逮捕者が出るなど、1
年	F間に4件の不祥事が発生しております。これは、農業委員会及び農地制
度	度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは
章	十り知れないことから、農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関とし
7	て、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責
	客を負っていることを改めて自覚するとともに、再発防止に取り組まなく
7	てはなりません。そこで、この度、令和元年度全国農業委員会会長代表者
集	長会で、各農業委員会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
を	と行うこととなりました。
	本町におきましては、お配りしている決議文をもって申し合わせさせて
頂	頁きたいと思います。それでは、内容を読ませて頂きます。
	私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関
7	である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用
l	<ul><li>、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</li></ul>
	特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接す
2	ることも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底
l	しなければならない。

1	
	私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令
	順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。
	1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適
	正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の
	制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の
	公正さを確保すること。
	2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、
	法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
	以上でございます。
議長	熊野町農業委員会として、法令順守に関する事項に関しまして、事務局
	が説明した事項について決議することについて、ご異議ありませんでしょ
	うか。
議場	(全員:異議なしの声あり)
議長	ありがとうございました。本日の予定は全て終了いたしました。
	ここで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回の農業委員会は、 <b>2月21日(金)</b> 開催予定ですが、時間について
	は現在調整中ですので事務局から議案送付と併せて、2月 10 日以降に通
	知します。
	以上をもちまして、令和元年度第8回熊野町農業委員会を閉会します。
	上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。
	議 長 印
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	<u>署名委員</u>
	署名委員